

I 広島県における道徳教育推進の概要

〔広島県道徳教育推進の取組経過〕

県教育委員会では、平成10年に当時の文部省から、道徳の時間の名称が「人権」と表示されたり、指導内容が学習指導要領の趣旨を逸脱し、適切でなかったりなど、教育内容や学校の管理運営において、法令等に照らして逸脱、あるいはそのおそれがあるなど不適切な実態があるとして是正指導を受けた。本県では、この是正指導以降、県内すべての子どもたちの「心の元気！」を育てるために、道徳教育の充実を図る様々な施策を展開してきた。

○豊かな心を育むひろしま宣言

平成14年度には、広く県民が力を合わせて道徳教育を推進する気運の醸成をめざすとともに、県教育委員会としても積極的に道徳教育の推進に取り組むことを宣言する「豊かな心を育むひろしま宣言」（図1）を発信した。

○広島県道徳教育実践研究指定事業（平成14年度～平成17年度）

小・中学校における道徳教育を進めるための学校体制の確立と道徳の時間の指導改善を通して本県道徳教育の充実を図るため、「広島県道徳教育実践研究指定事業」を実施した。平成14年度から平成17年度までの四年間で、県内全域に合計60校（小学校32校・中学校28校）の実践研究校を指定した。

本事業により、実践研究校では、道徳の授業改善が進み、「道徳の時間が楽しい、ためになる」など、道徳の授業を大切だと考える児童生徒が増えるとともに、暴力行為やいじめなどの問題行動も減少するといった効果も見られた。また、実践研究校に地域拠点校としての役割を担わせた結果、実践研究校周辺地域の学校を含めた協議会が組織され、近隣の学校でも道徳教育の研究が行われるようになった。さらに、平成18年度には県内すべての市町に道徳教育推進協議会等が設置されるなど、各市町が主体的に道徳教育を推進するための基盤が整備された。

○心の元気を育てる道徳教育推進リーダー養成事業（平成18年度～平成20年度）

平成18年度からは、各市町が主体的に道徳教育を推進できるよう、各市町道徳教育推進協議会等を支援するための「心の元気を育てる道徳教育推進リーダー養成事業」を実施し、「道徳教育推進リーダー養成プログラムの実施」と「広島県道徳教育推進連絡会議の開催」に取り組んだ。

本事業により、県内全市町計72名の推進リーダーの専門性とリーダー性の向上を図ることができた。また、各市町道徳教育推進協議会等では、道徳教育推進リーダー養成プログラム受講者が、研修会の

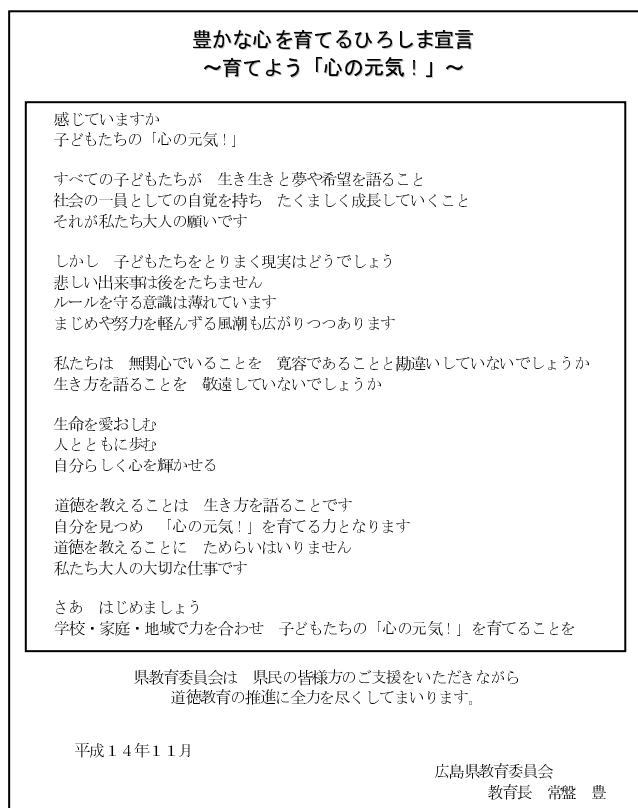


図1 豊かな心を育むひろしま宣言



企画・運営や模擬授業・演習などの研修講師として中核的な役割を担い、各学校の指導体制の確立や授業改善につながる研修の充実が図られ、各市町の道德教育推進体制が確立された。

○「心の元気！」1000人フォーラムの開催

平成16年度から道德教育関係指定校における取組の成果を県内すべての小・中学校等に普及させ、本県道德教育の一層の充実を図るため、県内すべての公立小・中学校の道德担当者等約1000人の参加を得て、「『心の元気！』1000人フォーラム」を開催している。フォーラムでは、実践報告、模擬授業・演習や講演などを実施し、道德担当者の指導力の向上を図るとともに、平成17年度からは保護者や地域の人々の参加・協力も得て、地域全体で道德教育を推進する重要性を発信する場としている。

〔広島県道德教育推進の現状〕

○市町道德教育推進協議会等の活性化

平成18年度に設置された各市町道德教育推進協議会等は、年度を追うごとに開催回数が増え、平成20年度には1市町平均7.3回開催されるようになっている。（表1）また、研修方法も模擬授業や演習など、実践的な研修の工夫が見られ、協議会等の運営の活性化が図られてきた。

項 目		平成18年度	平成19年度	平成20年度
開催回数（23市町合計）（回）		153	153	170
実践的な研修の実施	模擬授業（市町）	7	11	13
	演習（市町）	12	20	19

（表1）市町道德教育推進協議会等の開催状況など

○道德の時間の授業公開等の状況

道德の時間の授業公開の実施（図3）については、小学校はほぼ全校で、中学校は、8割弱の学校で、道德の時間の授業公開が実施されるようになってきている。

しかし、授業公開後の懇談会の実施（図4）については、小・中学校全体で5割にとどまっている。今後一層、学校・家庭・地域社会が連携した道德教育の推進が必要である。

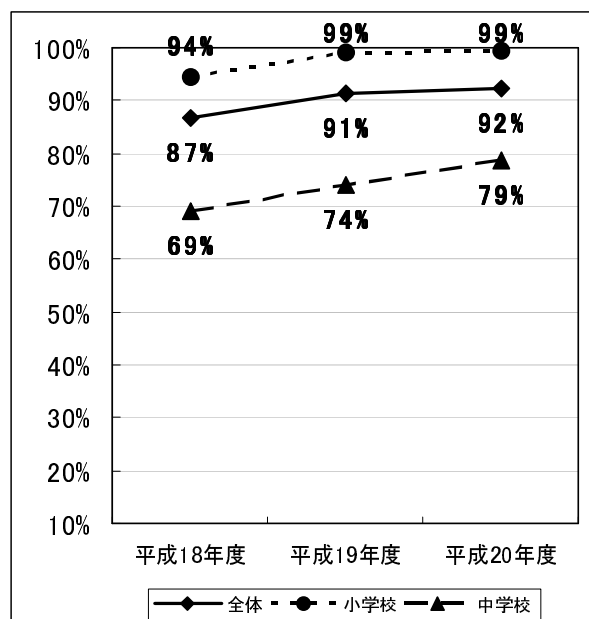


図3 道德の時間の授業公開実施状況の推移

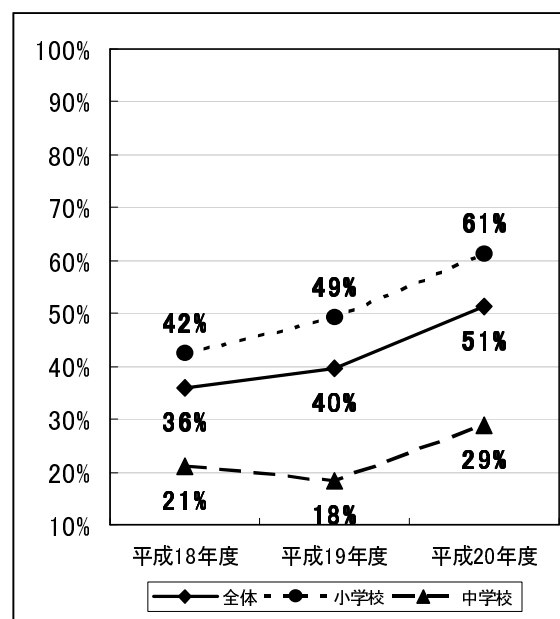


図4 授業公開後の懇談会実施状況の推移

〔学習指導要領の改訂〕

平成20年3月に、新しい小・中学校学習指導要領が告示された。今回の学習指導要領では、道德教育の目標として、従来の目標に加え、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し」「公共の精神を尊び」「他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献」することが新たに規定されている。また、道德の時間の指導の配慮事項の一つとして魅力的な教材の開発と活用が挙げられ、先人の伝記、自然、伝統と文化、スポーツなどを題材とし、児童生徒が感動を覚えるような魅力的な教材を開発し、多様な教材を生かした創意工夫ある指導を行うことが一層重視されている。さらに、学校と家庭、地域社会とが共通理解を深め、相互の連携を生かした一体的な道德教育が行われるよう「道德の時間の授業を公開」することに配慮する必要性などについて示されている。

〔広島県道德教育指導資料の作成〕

平成21年度からは、これまでの成果や課題、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、道德教育の内容の充実に向け、「心の元気を育てる道德教育充実事業」を実施することとした。本事業は、これまでの事業で養成した各市町の道德教育推進リーダーなどをメンバーに広島県道德教育指導資料作成委員会を設置し、地元の身近な素材を活用し、心に響く授業が行えるよう地域教材開発の手引等の広島県道德教育指導資料を作成することとした。平成21年度は、地域教材開発の手引を作成した。また、平成22年度は、読み物教材例集及び授業展開例集を作成する予定である。

